

(照会先)  
社会保険業務センター  
企画調整課 井上、佐野  
電話直通 3595-2679(12月9日(金))  
電話直通 5344-1109(12月12日(月)以降)

平成17年12月9日  
社会保険庁

9月合併5市町における年金受給者からの  
介護保険料の徴収誤りについて

## 1 事象の概要

65歳以上の年金受給者にかかる介護保険料の徴収については、各市町村の依頼により、年金から天引きする特別徴収を実施しているところである。

今般、本年9月に市町村合併を行った5市町から依頼を受けた年金受給者の異動情報（転出等）について介護保険料の徴収に一部反映できなかったことから、本来、12月定期支払分（12月15日）から介護保険料の徴収が必要のない者について、徴収していたことが判明した。

## 2 事象の原因

市町村合併を行った5市町からの異動情報を反映させる事前処理（旧市町村から新市町村に統合する処理）に一部誤りがあったことが原因である。

## 3 対象者数等

対象者数 50名（誤徴収した保険料額の総計 312,200円）

該当市町 5市町 [ 土別市 11名、古河市 9名、五條市 6名、  
津和野町 3名、高松市 21名 ]

## 4 対応

- (1) 対象者の方には、個別にお詫びの手紙を送付するとともに、平成18年1月随時支払期（1月13日）に支払う。
- (2) 当庁における事務処理誤りに起因するものであり、適正な処理と確認作業の徹底を図り、再発防止に努める。